

第2期宮崎県医療費適正化計画の進捗状況の公表について

平成30年3月
宮崎県 福祉保健部 国民健康保険課

第2期宮崎県医療費適正化計画については、高齢者の医療の確保に関する法律第11条の規定により、年度毎に当該計画の進捗状況を公表するよう努めることとされていることから、数値目標を定めている事項について下表のとおり進捗状況を公表します。

第2期宮崎県医療費適正化計画の進捗状況

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度 (目標値)	見解	備考
住民の健康の保持の推進										
特定健康診査の実施率 (%)	35.7 (全国 43.2)	38.7 (全国 44.7)	40.8 (全国 46.2)	40.1 (全国 47.6)	42.4 (全国 48.6)	44.6 (全国 50.1)	—	70.0	平成27年度は前年比2.2ポイント増加したものの、全国平均を下回っており、目標値とは開きがある。	
特定保健指導の実施率 (%)	23.5 (全国 13.1)	23.6 (全国 15.0)	24.9 (全国 16.4)	24.6 (全国 17.7)	25.3 (全国 17.8)	24.5 (全国 17.5)	—	45.0	全国平均を7.0ポイント上回っているが、目標値とは開きがある。	
メタボリックシンドロームの該当者及び予備群の割合	—	メタボリックシンドローム 該当者の割合 男性:26% 女性:12% メタボリックシンドローム 予備群の割合 男性:27% 女性:12%	—	—	—	—	—	(平成34年度) メタボリックシンドローム 該当者の割合 男性:21% 女性:10% メタボリックシンドローム 予備群の割合 男性:22% 女性:10%	—	本計画では、目標値を「健康みやぎ行動計画21」に合わせて、県民健康・栄養調査(5年周期)によるメタボリックシンドローム該当者及び予備群の割合(目標年度:平成34年度)にしている。
【参考指標】 メタボリックシンドロームの該当者及び予備群の減少率 (対平成20年度比:%)	△0.44 (全国 1.50)	△3.23 (全国 0.19)	△2.82 (全国 1.34)	△3.59 (全国 3.47)	△3.82 (全国 3.18)	△3.52 (全国 2.74)	—	—	平成20年度と比べ、いずれの年度も増加している。	厚生労働省が医療費適正化基本方針で数値目標として掲げる事項を参考に、メタボリックシンドロームの該当者及び予備群の減少率(平成20年度比)を示す
たばこ対策 (喫煙率:%)	—	男性 31.5 女性 4.4	—	—	—	—	—	男性 25.8 女性 3.6	—	
医療の効率的な提供の推進										
医療機能の強化・連携等を通じた平均在院日数の短縮(日)	39.1 (全国 30.7)	38.7 (全国 30.4)	38.2 (全国 29.7)	37.8 (全国 29.2)	37.1 (全国 28.6)	36.4 (全国 27.9)	35.4 (全国 27.5)	33.5	全国平均値より日数が長いものの年々短縮してきている。	介護療養病床を除く総数
医療に要する費用の見直し										
医療費(億円)	—	3,803 (全国計 385,850)	3,824 (全国計 392,117)	3,903 (全国計 400,610)	3,914 (全国計 408,071)	4,025 (全国計 423,644)	—	(適正化前)4,719 (適正化後)4,476	医療費伸び率は全国平均を下回る数値で推移している。	増加率 本県H25(2.1%)H26(0.3%)H27(2.8%) 全国H25(2.2%)H26(1.9%)H27(3.8%)

(注) 1 「特定健康診査受診率」及び「特定保健指導実施率」は、厚生労働省の「特定健康診査・特定保健指導の実施状況に関するデータ」を参照

2 「メタボリックシンドロームの該当者及び予備群の割合」は、宮崎県の「県民健康・栄養調査」を参照

3 「メタボリックシンドロームの該当者及び予備群の減少率」は、厚生労働省の「特定健康診査・特定保健指導の実施状況に関するデータ」を参照し、性別・年齢階層別(5歳階級)に各年度のメタボリックシンドローム該当者数及び予備群者の出現割合を算出し、比較年(平成20年度)住民基本台帳人口に乗じて算出した推定数を用いて減少率を算出

4 「たばこ対策」は、宮崎県の「県民健康・栄養調査」を参照

5 「医療機能の強化・連携等を通じた平均在院日数の短縮」は、厚生労働省の「病院報告」を参照

6 「医療費」は、平成23年度、26年度及び27年度は厚生労働省の「都道府県別国民医療費」、平成24年度及び25年度は厚生労働省提供の都道府県別の医療費の推計(国民医療費ベース)を参照